

アレクシオス・ストゥディテスによる カリステイキア改革のための2通の 『覚え書き』*

大 月 康 弘

本稿は、11世紀前半のコンスタンティノーブル総主教アレクシオス・ストゥディテス Alexius Studites (在位：1025年12月～1043年2月20日)により公布された2通の『覚え書き』*ὑπόμνημα*の紹介、またそのテキストの訳出の試みである。そして、この作業を通じて、そこで問題とされ批判の対象とされている、当時の帝国社会の現実的事態の一端について、論点の提示をしておこうとするものである。

首都所在の有力修道院、ストゥディオス修道院 *μονή του Στουδίου* の院長 *ἡγουμένος* であったアレクシオスは、1025年の12月（おそらくは12日）、ときの皇帝バシレイオス2世を宮中に訪問した。ビザンツ中期の最大版図を実現し帝国中興の祖と称される皇帝バシレイオスは、このとき死の床にあり、アレクシオスは、そのバシレイオスに秘蹟を施すべく、修道院所蔵のバプティスト聖ヨアネスの聖遺物を持参して、その枕元にあったのだった。皇帝バシレイオスは、このとき、亡くなったばかりの前任総主教エウスタティオス（在位：1019年7月-1025年12月）に代わり、アレクシオスをコンスタンティノーブル総主教に指名すべく意を決していた¹⁾。そしてアレクシオスは、帝の意向を受け、その日のうちに急遽その地位に就任したのである。この就任劇は、教会法に照らして必要な手続きを踏んで行なわれたものではなかった。しかし、この正当ならざる就任事情にもかかわらず²⁾、アレクシオスは、以後17年余の長きにわたりその地位に在ることとなるのである。

その総主教在任中にアレクシオスは、種々の改革を行なったことが知られている³⁾。ここで彼の事績の全体を検討する余裕はないが、(1)聖職者が世俗権力によって裁かれることのなきようその地位の保全を図ったこと、(2)単性論派とりわけメリテーネー地方のそれを攻撃したこと、(3)婚姻に関する諸規定を定めたことなどは、彼の足跡の代表的なものとして特筆されてよい。そして、その総主教アレクシオスの事績の1つとして、本稿で取り上げる『覚え書き』に見られるような、教会施設・財産の管理に関する諸規制、とりわけ「カリスティキア」*χαριστική*、また同種の制度たる「エピドシス」*ἐπίδοσις* に代表される「教会施設管理の委譲問題」に対する規制があったのだった。

アレクシオスの総主教就任より3日後の12月15日、マケドニア朝正嫡の皇帝バシレイオス(2世)は68歳で死去した⁴⁾。976年の即位以来約50年にわたり帝国に繁栄と安定をもたらしていた同帝の死去に伴い、帝国は対外的にも国内的にもその矜持を失い、以後弱体化していく。国内的には、以後皇帝位をめぐる「属州貴族層」の反乱が繰り返され、バシレイオスの死から1081年のアレクシオス・コムネノスの皇帝就任に至るまでの56年間に、皇帝の目まぐるしい交代は実に13回にも及ぶこととなる。そして、社会秩序のこの弛緩と歩を一にするかのように、この時期以降、前世紀に発生し教会施設とその付属財産の譲渡を旨とする「カリスティキア」が、さらに一段と盛んになっていくのであった。

「カリスティキア」とは、教会施設とそれに付属の資産を、その管理・運営の建て直しのために、教会外的人物に一定期間(大概は一代、場合によっては三代まで)にわたって委託・譲渡する行為であった³⁾。多くは、総主教、府主教、大主教等の教会貴顕者により為され、場合によっては、皇帝をはじめとする世俗高位者によっても行なわれた慣習の制度であった。本来荒廃した教会諸施設の再建をめざすものであったこの慣行は、しかしその発生直後から、この本来の目的を逸脱し、富裕は施設をも対象とし

て「濫用」されるようになっていた。それは、理論上還俗不可能な教会・修道院所領をなし崩し的に移転・運用することにより、事実上恩典恵との様相を呈したのである。そして、このことによりそれは、土地財産保有者の再編をも可能としたと考えられるのである。当時の教会・修道院所領の漸進的増加の傾向を考えると、この現象は少なからぬ意味を有したのであった。そして、この行為は、ここに紹介するアレクシオスの『覚え書き』からも察知されるように、発生後半世紀を経ずして既に当初の本来の目的を逸脱して、まさに濫用されつつあったのである。

アレクシオスは、バシレイオス帝の死後まもなくして、カリスティキアの悪用を押さえる行動をとり始めた。すなわち、総主教就任後2年ほどして開催した2度の宗教会議において、修道院問題についての改革案を提示し、決定・交付したのである。ただし、アレクシオスは制度としてのカリスティキアについての最初期の批判者であった。

いずれもコンスタンティノーブルにおいて開催されたこれら会議の第一は、世界暦6536年、第11インディクティオの11月、すなわち西暦1027年11月に開催された。この宗教会議において、初めてカリスティキア花盛りの修道院問題に対する最初の改革案が提案されたことになる。第二の会議は、同じ世界暦6536年の1月、すなわち西暦では翌1028年の1月に開催された。ここでは、先の会議での決議内容を確認して、さらに詳細な規定が定められた。ここに訳出を試みた2通の『覚え書き』は、この2度にわたる教会会議の決議録として起草・公布されたものである。

ここで、そのテキストの翻訳に先立ち、あらかじめその概要を以下に摘記しておこう。

まず、その第一の『覚え書き』(以下では(A)とする)であるが、それは、施設譲渡(=カリスティキア、およびエピドシス(後述))の本来の目的を、教会の「維持」 *διαμονή*、「繁榮」 *εὐθηνία*、「拡大」 *πλάτυσμος* の三点に限定し、それまでに行なわれた歴代総主教による修道院の譲渡行為が引き起こ

していた悪弊の数々を列挙して、これらを激しく糾弾した後に、以下の五点を柱とする命令事項を記している。

(1) 譲渡されて一個人により保持される修道院は、他の者に移転・売却されてはならないこと。

(2) 女性が男子修道院を保持することはできず、逆もまた同様であること。これは、府主教区においても主教区においても至るところで遵守されねばならない。

(3) 総主教の答申なしに行なわれた、ないし「カルトフュラキオン」局の認可せざるうちに為された修道院建物・財産の譲渡行為は、全て金銭的補填なしに無効とされる。すなわち、如何なる損害も修道院には与えられることなく、損害は唯行為者たちにもみ転嫁される。かかる譲渡行為は以後禁止されること。必要が認められる場合には、総主教ないし「カルトフュラクス」への報告が為されねばならず、譲渡行為は文書による認可を得てはじめて行なわれること。

(4) 以上の諸規定は、府主教区、大主教区、主教区のいずれにも等しく適用される。総主教・府主教・大主教の同意なしに行なわれた修道院の譲渡行為について、以上の措置が執られる。そして、彼らの行為は、契約書に盛り込まれた内容の域を出ないこと。

(5) 元来府主教区に所属していたが府主教によって主教区に譲渡されていた修道院は、府主教区が財政的困窮状態にあり、主教区が富裕である場合には、府主教管轄の地位に戻されねばならないこと。

『覚え書き(A)』では、以上の諸規定が、具体名をもって記される16人の府主教および5人の大主教の列席の下、承認され、交付されたのである。

ここで注目される点の第一は、アレクシオスが総主教配下の役職者「カルトフュラクス」*χαρτοφύλαξ*, chartophylax を介して、カリスティキア濫用の現状を解消しようとしたことである。この場合、このカルトフュラクスは、教会施設の譲渡が行なわれる際に、譲渡者・受託者の双方に向かっ

て、その認可と登録を行なう者として登場している⁶⁾。なお、ここでストゥディテスが、合わせて施設の所有者が、以後、将来の受託者の性格に注意を払い、彼らに受託物件に見合う担保物件を設置するよう要求することと規定していることも注目されよう。

カルトフュラクスを介して教会施設譲渡をコントロールしようとするこの機構は、元来の受託者その権利を第三者に譲渡することを禁止することで、はじめて実効性をもったと言わなければならない。ストゥディテスがこの原則を現実にとどの程度貫徹しえたかは問題として残されるが、総主教がこの規制を成功させるとすれば、それは「受託者」が施設の事実上の所有者となりえなくなったことを意味した。

アレクシオスはまた一方で、いわゆる「エピドシス」、すなわち修道院管理を他の教会施設に委託する制度、の適正な実施にも配慮を怠らなかつた。上記(5)はこの点を踏まえたものである。このエピドシスによる施設管理譲渡は、カリストキアと違い、その向かう先が俗人ではなく同じ教会施設ないし教会人であった。また、譲渡の実態にあっても、より本来の精神、つまり譲渡物件の健全な機能保全と改善が尊重された。しかしそれもまた、教会上位者の潜在的経済力の譲渡という点で、小さからぬ意味を有していた。1002年に施行された、バシレイオス2世による「アレレンギュオン」ἀλληλεγγύονの支払強制立法は、アレクシオスの時代にあっても依然として有効であった⁷⁾。この改編アレレンギュオン制度は、富裕な大土地所有者としての教会・修道院にも応分の税負担を迫るものだった。この制度改編にもとづいて、配下の主教区に「エピドシスにより」κατ' ἐπίδοσιν 所属の修道院を与えていた府主教区は、今や国家に対する納税義務を果たさねばならず、しかしそれを果たせずに、それら修道院を取り戻そうとしていたのである。

さて、翌1028年の1月、再びコンスタンティノーブルにおいて宗教会議が開催された。アレクシオスは、この場において再度『覚え書き』（以下

(B)を提出し、先の『覚え書き(A)』を補足し、強化した。前回は上回る分量のテキストから構成されるこの『覚え書き(B)』は、まずもって一度、「悪徳受託者」の貪欲を非難し、必要とあれば、府主教がそういった悪人を実力をもって排除すべしと命じた。ここで述べられる「悪徳受託者」とは、「本来保護すべき教会施設の収入を詐取し、施設に居住する修道士を追い出していた」者たちのことである。

この『覚え書き(B)』の実質的内容は、V・グリュームルもそうしているように、以下の通り18項目にまとめられることができよう⁹⁾。

(1) 困難な状況下にあるとの理由で「権利者」(教会施設管理受託者)がその受託財産を破産させてしまっている主教区は、府主教区に対する甚大な損害の原因となっており、その損害が回復されるまで、ないし貧困化の原因が知られるまで、府主教が指名した財務担当者 *oikonomos* を受け入れること。同様の措置は、疑惑の持たれる「権利者」の下にある主教区にも、予防のために適用されること。その結果上がってくる収入は、一部は府主教区の損害の補填に、一部は教区教会の資産となるべく用いられるべし。この規定は、アンティオキア教会会議第25教令、および第7回公会議第11教令に基づいている。

(2) 主教は、理由なく、属州シュノドスに欠席してはならない。これは、カルタゴ会議教令第77に沿った規定である。

(3) 主教は、管轄地区外に対して命令を発してはならない。

(4) 小教区の聖職者たちは、主教の推薦状なしには、他の教区、とりわけ首都に赴いてはならない。

(5) 主教は、以下の司祭を任命してはならない。すなわち、重婚者たる者、諸々の禁止事項に巻き込まれている者、未成年者、確かな証言に欠ける者、婚約者をなおざりにしながら他の女性と結婚した者、である。これに違反する主教は、カノンが予め警告する罰に服することとなる。

(6) 仲間内で争い事を起こした司祭・修道士たちは、当該地の主教によ

り裁かれること。主教と争っている司祭、また同格者との間で争っている主教は、府主教によりシュノドスの中で裁かれる。もし何らかのスクャンダルが突発し、ある党派への疑念を生じているとすれば、もめ事は総主教のもとに持ち込まれること。

(7) 府主教の同意・書簡なしには、主教は首都に行けず、またどこであらうと赴けない。

(8) 府主教の裁可を軽視する主教は、その地位から外されるべし。

(9) 全ての教会人・修道士に対し、世俗法廷への提訴を禁止する。かかる行為が行われた場合、主教は主教区を、聖職者は彼らの聖職位を、修道士は彼らの修道院を失うという罰を受ける。また、この行為を止めない世俗法廷の判事は破門に処される。世俗法廷において裁かれた帝国修道院の修道士および聖職者については、彼らの居住する属州の主教も、またその他の地の主教も、彼らを叙階してはならず、彼らに対して祝福も聖体拝領も行なってはならない。属州主教に対する「アナフォラ」(聖餐)その他の表敬を拒むならば、聖職者・修道士は、その主教からもその他の主教からも如何なる聖職位をも受けられない。

(10) 府主教が何事かに反発して発したのではない命令に背く聖職者がいるとすれば、その者は矯正されるべし。

(11) 会計報告提出を拒否する教会財産管理者は、カノンに従い罰せられ、相続人、子孫とともに罰金刑に処せられるべし。

(12) 修道院を恵与物として受け取った者が、それより収入を汲み尽くし、その財を奪い、従って欠乏により修道士たちに引退を強要している状況下で、主教たちは、彼らに対し、修道院に与えた損害の全額の埋め合わせを強制できる。彼らは、府主教の諸権利を復活させ、責任を負うべき管理者を追求すること。この件に関する経過の全ては、総主教会議が持たれるより以前に遂行されること。

(13) 修道院を恵与物として保持する府主教・主教の如何なる者も、根拠

なく単純な措置によってその資産を奪われることはない。

(14) もし幾つかの修道院で、かつて納められていた府主教への納付金がある後中断されているならば、復活されるべし。

(15) 府主教区に隣接するかその近隣にある修道院で、今日に至るまで恵与対象とされてこなかったものは、今後ともそうならない。また、恵与対象として与えられているものは、府主教ないし主教のもとに戻されること。遠方にあり、明確に区画化された所領となっているものは、恵与物として付与されることができる。しかし、府主教・主教の慣行的諸権限、つまり建設や従属関係といった点は、付与されざるものとする。

(16) 29年間であれ、他の一定年限であれ、府主教区ないし主教区を賃貸借契約に置くことは禁じられる。違反者は、カノンの規定により警告される。

(17) 主教の序列は、彼らの府主教のそれに従う。

(18) 公教会を放棄することは禁じられる。総主教ないし主教の発行する「許認可状」*σταυροπήγιον* を根拠として、特定の礼拝堂で集会、婚姻、洗礼を私的に行なうことは禁止される。これらの礼拝堂で、主教の許可をもってミサのためまた祝祭日のために行なうことを除いて、典礼・儀式を行なわんとする司祭は、退任せられること。

『覚え書き(B)』では、以上の諸規定が、『覚え書き(A)』同様、具体名を持って記される22名の府主教および9名の大主教により、鉛の印章による確認によって決定されたのであった。

以上の諸規定に関して生ずる可能性のある訴訟は、総主教会議の法廷においてのみ提訴すると規定された(上記(9))。『覚え書き(B)』は、世俗法廷が、かく譲渡された施設の「受託者」*pronoetai=charistikaioi* による対抗的提訴を扱うことを拒否したのである。また、この『覚え書き(B)』の中では、全ての受託者に対し、教会助祭 *diakonai* への会計報告義務が負わされたことも注目されよう(上記(11))。これにより、カリステキア物件の保

有者もまた、その他の教会土地財産管理者に対するのと同様の規制の下に置かれたのである。すなわちこの規制は、カリスティキア受託者に対し、以下の3点において義務を負わせようとするものであった。

- (1) 彼らが保持する修道院になされた損害の責任を持たせる。
- (2) 彼らの内、悪行者からは譲渡物件を取り上げる。
- (3) 受託修道院が府主教に為すべき献納を要求する。

さて、以上のように規定され公布された2通の『覚え書き』は、その後の経過の中でどれほどの実効性を有しただろうか。この点については、カリスティキア制度の展開過程全体を見通す作業の中で別途考察される必要があるが、差し当たりここでは、この制度が総主教アレクシオスにより非難されたような「濫用」の諸形態の中で、なお引き続き盛んに行なわれたことを記しておかなければならない。アレクシオス・コムネノスが帝位に就いた1081年に至るまでの帝国の内的混乱の中で、教会貴顕者また世俗有力者たちは、ますます盛んに小教会・修道院の恣意的譲渡を行なっていったのだった⁹⁾。11世紀末になると、教会内の「良識派」によるこの制度撤廃の本格的動きが発生する。しかし、カリスティキアによる教会施設の管理委託は、この世紀を通じて隆盛をきわめ、さらには12世紀を終わる時期までなお散見されたのである¹⁰⁾。しかしながら、ここに紹介する総主教アレクシオスの2通の『覚え書き』は、このカリスティキア制度の実態を、その是正という観点から批判的に浮き彫りにしているという点で、極めて重要な「証言」であると言わなければならない。そしてそれは、11世紀末までは現実的実効力を十全に発揮しえなかったとはいうものの、上記期間を通じて常に良識改革派にとっての一つの有力な典拠とされ続けたのである¹¹⁾。

さて、以下の訳出に当たっては、基本的にG・A・ラレス、M・ポトゥレス共編のテキスト(1)に依拠した。そして、ミーニュ版、マンシ版を参照しつつ、そのラテン語訳を随時参考にした。また、参考文献としては、V

・グリュームルとE・S・I・ヘルマンのコメントを主として参考にした。なお、ギリシア語原文にはパラグラフ分けがないが、訳者(大月)の責任において、内容のまとまりに応じ適宜改行を行なった。また、()内は訳者の註記・添書きである。Text : **Hypomnema A'**; (1) G. A. Rhalles & M. Potles, *Σύγγραμμα τῶν θείων καὶ ἱερῶν κανόνων*..... vol. 5, Athens, 1852. p. 20-24. (2) *Patrologia cursus completus, Series graeca (PG)*, accurante J. P. Migne. vol. CXIX, p. 837-844 (3) G. D. Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, vol. XIX, p. 461-468. cf. Venace Grumel, *Les registes des actes du patriarcat de Constantinople*, vol. 1, fasc. 2-3, 2eme ed. Paris, 1989. p. 340-341, no. 833. Emilio S. I. Herman, Ricerche sulle istituzioni monastiche bizantine. *Typika ktetorika, caristicari e monasteri (liberi)*. *Orientalia Christiana Periodica* 6 (1940), p. 320-321. **Hypomnema B'**; (1) G. A. Rhalles & M. Potles, *Σύγγραμμα*..... vol. 5, p. 25-32. (2) *PG.*, vol. CXIX, p. 828-837. (3) C. D. Mansi, vol. XIX, p. 468-467. cf. V. Grumel, *Regestes*, p. 342-343, no. 835. Herman, Ricerche, p. 320-321.

『覚え書き(A)』：「総主教アレクシオスの時代に、コンスタンティノーブルのカルトフュラクスに委託・保存されたる覚え書きの写し。寄贈により修道院を保持する者、またその他必要な教会問題につき、府主教・大主教・主教たちに意見を徴しつつ成された覚え書きなり。」

他の諸々の事情とともに、時の経過に従って、総主教の寄贈が変質し、修道院の維持・繁栄・拡大に関する至聖なる総主教の行為や、また、ある者からある者へ、小売人や溢れる乞食の全てへの修道院の委譲といったことが、当たり前のこととなってしまった。そして、それはもっともなこと

であった。というのも、障害なく運営されていた修道院が疲弊しているというのに、ヨブによれば、邪まに種を播かれた修道院が沢山になり、悪行が美德を凌いでいるからである。金銭に貪欲な者はみな、醜い収入や不正な利益をも拒まず、敬虔さと贖罪から利得を得ようとしている。そのために、聖所が同じ場所で墮落したまま放置され、礼拝堂が還俗されるといったことが生じてしまうことになるのである。聖なるものと世俗的なものとの区別をする者、あるいはまた地道にやっている者、見る目をもつ者、正しく歩む者が、身近でなくなり、また市民として居られなくなることにもなりかねない。そして願わくば、何事かが始まりとならんことを。今や悪徳が人々の生活を墮落させはじめ、不法が自由に横行しているのである。見せかけの仮面の行いが、名誉ある所業、賞賛されるべき事柄とされているのである。ある者がどこからどのようにして儲けを得るか、また貪欲さによってどこからどのように収入の道を見出すか、現在ある収入に更に付け加えをしようとしているか、神の御心から魂を引き離し捕まえて離さないような事柄を公然と目標にしはしまいかといったこと以外に、ほとんど全ての人間が、念の入った執着さでもって心に抱いていることはない。我々は、自らの魂に相応しいより以上の財貨を持ってしまっているのである。多くの者が手付かずであった財貨を既に我が物とし、しかもそれらを大切にしていない。しかして、我々は、自身の飽くことのない欲望を耐え難き程度にまで押し広げてしまったのであり、神に身を捧げる者たちに貪欲な欲望と過度の欲求を投げ入れたのである。

彼らは、敬虔なる建物を役に立たないものとし、神聖なる修道院を顧みなくなってしまった。また、神に捧げられたる神殿から神聖なる奉納物を奪い去ったのである。神の汚れなき怒りとかかる冒瀆に対する憤りとを遙か彼方に遠ざけているのである。こうして彼らは、神の敬虔なる言葉を欺き、神の理法を嘲ったのである。ある者たちは、すでに事態に対する嘆きが起こらないように、法の鋭い眼を欺いており、隠された精神、欺瞞の言

葉によって、敬虔なる総主教および他の聖職者の公明さ、敬虔なる公明正
大きさを欺こうとしているのである。彼らは、修道院が贈与によって自らの
ものとなること、約束時には慈善の性格がそこに現れること、また、今日
あるいは以前の時代からそれら施設に投げ込まれている不幸の種をばら蒔
くこと、(施設の)立派な外観を修復させること、を追求する。しかし、(施
設を)手に入れると、彼らはその文言の実現、約束の完遂を義務としなけ
ればならないのに、全く反対のことを恥知らずにも大手を振って行ない、
修道院の荒廃の上に荒廃を重ねているのである。彼らは、手に入れた施設
から欲望を満たすまで富を得ているのに、為すべきことの何一つとして貢
献していない。かくして彼らは、施設を最終的な破滅と荒廃に追いやって
しまうことだろう。こうしてそれら修道院を破壊した後には、彼らはそれ
らを普通の世俗の持ち物のように売却処分してしまうか、贈り物として他
人に譲渡してしまうのである。それはあたかも、^{いなご}蝗がキャベツの葉の残
りを喰い尽くすかのようにであり、また、完全に破滅しているのにさらに最
後の一撃を食らうかのようにである。あるモノが、かの者たちの手を逃れた
としても、この者たちによって喰い尽くされてしまうのである。彼らは、
野蛮な襲撃にも似た企て、キリスト教徒の威儀ある態度と上品さには全く
相応しくない企て、を図っているのである。

そして、これらの者よりさらに不埒で見苦しいのは、女性が男子修道院
を統括し、男性が女子修道院の面倒を見ていることである。巷で言うに
は、それは、狼が子羊を養っているのであり、火が干し草の中に投げ込ま
れているのである。けだし、偶然であれ、目立たないものであれ、男性が
女子修道院に接近することは、神聖なるカノンにより許されていないし、
反対に、女性が男性の居住する施設に近づくことも許されていない。もし
まだ誰かが混ざりあっていないものをまだ混ぜ合わせようと欲しているの
でないならば、そして神聖なる法と命令を頑固に弄んでいるのであるなら
ば、神のみに生涯を捧げることを選び取った高潔なる女性たちを男性が支

配すること、また、女性が敬虔なる男性たちの先頭に立つことの放棄が、大いに必要とされているのである。けだし我々にとって、神聖なるカノンの保護と敬虔なる正義＝法の遵守以上に重要なことはないのである。我々は、この邪悪を予見し確定すると同時に、それが進行しないよう抑制して、以後修道院が贈与によってそれを所有した者から他の者へ如何なる形であれ譲渡されることのなきよう決する。しかしもし一旦起こってしまったならば、それは無効とされ、受け容れられないこと、そして、もっとも適切な矯正措置に付されること。それらしい状態になるであろう女性¹²⁾が、男子修道院の主人となることのなきよう。また逆に、男性が女子修道院の主人となることのなきよう。とりわけ、疑わしい年齢の者、また信ずる者たちに罣を仕掛けるような者は、だめである。これは、府主教区、主教区、ほかあらゆる土地で遵守されるべし。けだし、疑わしき事態は、何としてでも危機を脱せられねばならず、以後災難がもたらされる余地のなきようされねばならない。

今後、ある人物からある人物への神聖なる修道院の移転ないし売却——これは考えるにつけ恥辱であり、口に出したり文字に留めたりするまでもない——の禁が侵されぬことのなきよう、この『覚え書き』が作成されたものである。上述のこのほかに、小庵および神聖なる修道場、種々の資産、地所、またブドウ園の移転を、すべて金銭的補填なしにくつがえし、無効にすべきである。けだし、これらのことが、総主教の認可ないし敬虔なるカルトフェラキオン局の確認のもとで推進されることはない。

かく規定するのは、今後敬虔なる修道院が損害を受けることのないように、しかし、貸し出した者たちが自らの損害を確認するように、である。彼らは、欺瞞に満ちているのであり、至聖なる総主教よりそのことを委託されてはおらず、儲けそれ自体のために悪業を為しているのである。他方、(施設を)手に入れている者たちは、手にすべき物件を明確にすることに意を用いることを除いては、自らのことについて口を噤む。とりわけ、

復旧用の経費用支出が修道院の有益で必要な項目に向かったことが明白と
ならない場合には、そうなのである。以後は、如何なる経費支出も為され
ることのなきように。しかし、もし為されなければならないとすれば、
我々ないし神の恩寵深きカルトフュラキオン職に対し報告がなされ、これ
と合わせて、敬虔なるディアコノス（助祭）と総主教書記にも報告がされ
るべし。譲渡は、我々の認める、支持と同意の文書によって執り行なわれ
るべし。そうでないならば、如何なる譲渡も、保証と永続性を得るもの
ではない。しかしこの場合、受託者は、カノンと世俗法の規定により、名誉
を失うことになり、また恵与者は罰せられることとなるだろう。これは、
府主教区、大主教区、主教区の何れにおいても効力を有すること。

いずれかの方法で行われる修道院の贈与は、そこで指定されていない人
物に対しては行われてはならない。また、男性が女性の、女性が男性の修
道院の世話をしてはならない。小庵ないしその他の不動産の譲渡は、至聖
なる総主教ないし府主教、および大主教の承諾なしに行なわれてはなら
ない。行なわれてしまったものについては、登録されるのみとなろう。それ
は、現実においては夢の中でほどには力を持たず、受患者を利すること
にもならないだろうからだ。いやむしろ、その多くが譲渡によって府主教所
属の修道院を有し、府主教が細々と無一物になっているのに、自らが富ん
で豊かになっている主教たちが、府主教の窮迫が以後幾分なりと和らぐよ
うに、それら贈与物件を正しく返還し、修道院を府主教たちに引き渡すべ
きであろう。各々が等しくコトを行なうべし。けだし、一方で、府主教が
彼らの配下の主教たちの窮乏のためにありとあらゆる種類の租税徴集に
よって疲弊せられることがありながら、他方で、富裕な主教が結合し、窮
乏する彼らの府主教に助けの手を差し伸べることがなく、彼ら（府主教）に
属する修道院から—それがあった場合だが—一身を引かないとすれば、それ
は、絶対に不条理かつ不合理であるからだ。ちょうど国家への諸税支払い
が、まるで必要かつ不可避であるかのようなかかる事態を革新するよう

に、考慮の末の本決議文がそれを管理し、決議文自体の今後の機能と活動を宣するものとする。

以上の事柄は、以下の神の恩寵深き府主教および主教の聴聞に付されて承認された。すなわち、府主教(16人)：エフェソス Ἐφέσος 府主教キュリアコス、ニカイア Νικαία 府主教コンスタンティノス、カルケドン Χαλκηδών 府主教テオドーロス、シデー Σίδη 府主教コンスタンティノス、メリテーネー Μελιτήνη 府主教ヨアンネス、テュアーネー Τυάνη 府主教コンスタンティノス、クラウディオポリス Κλαυδιοπόλις 府主教ヨアンネス、ネオカイサレイア Νεοκαισαρεία 府主教テオファノス、イコニオン Ἰκονίου 府主教ヨアンネス、コリントス Κορίνθος 府主教セルギオス、アテーナイ Ἀθήναι 府主教ミカエル、モーキソス Μωκίσος 府主教テオグノーストス、トレビゾント Τραπεζοῦς 府主教コンスタンティノス、アドリアノポリス Ἀδριανοπόλις 府主教アガペトス、クレタ Κρήτη 府主教ステファノス、ヒュドゥルントゥム Ἰδρών (=オトラント) 府主教ニコラオス、また、大主教(5人)：プロイコネーソス Προικονήσος 大主教ディオニュシオス、アプロー Ἄπρω 大主教ストラテギオス、ブリュシス Βρύσις 大主教レオン、キュプセロン Κυφέλων 大主教ペトロス、レムノス Λήμνος 大主教ニコラオス、である。

そして、鉛の印章により明証され、確認され、第11インディクティオ、(世界暦) 6536年の11月に公布されたるものである。

『覚え書き(B)』：「様々な教会問題につき、全府主教・大主教に意見を徴しつつ成したる総主教アレクシオスの覚え書き。アレクシオス、神の恩寵によりコンスタンティノーブル=ネオ・ローマの大主教にして、全地総主教たる者。」

神々しく神聖なるカノンと神の恩寵深き主教たちが教会財産についての

権限を委託しているものだから、今や、窮乏している者たちに配慮をもって物資を分け与えることや、自ら必要なものを獲得するといったことが日常茶飯事となっている。主教の中には事態に無関心な者もいる。恥じらいなくこれら教会財産に群がる者や、これら教会財産を自らの利便のために用いる者たちが、単に時代の困難さを言い訳にしてほかならぬ主教たちを最悪の墮落に貶めているばかりでなく、彼らがその下に立つところの府主教たちをも耐え難き痛手と再編に追い込んでいるのである。かの者たち（主教）に関わる負担が、府主教たちに支払いを強要し、おしなべて彼らを徐々に破滅へと追い込んでいるのである。

我々は、この問題についての諸事項を、開催中のこの崇高なる教会会議の開始とともに検討したのであった。かかる多額の損失の故に、府主教が主教たちのもとに立つというのは、全く際立ったまごうことなく耐え難き不正である。彼ら主教たちからは、府主教たちに対し何等の利便をももたらされてはいないのである。彼ら（府主教）は、神聖なる諸々の規定書に沿い、しかしむしろ大いに身近で調和的でもある手段、それにより自ら（府主教）に対する保証と事態の軽減がもたらされるような手段、を見出す必要があることを理解した。かくして、聖なるカノンの権威により、以下の事項が定められたのである。すなわち、かかる不逞の主教たちに代えて、神の恩寵深き府主教たちによって財務担当者 ^{οἰκονόμος} *οἰκονόμος* が立てられ、運営の明確さのために府主教自身が事に当たること。府主教たちは、かの主教たちの各々に課せられる罰金が府主教によって補填される限りにおいて、罰せられること。そして、一体なぜに彼らが困窮にして難儀な状態に立ち至ったかが、解明されること。以上である。

それは、府主教たちが以下のように述べているからである。すなわち、その他の主教たちがその上位者の劣悪さと悪しき行いのために、同様の苦しみを味わうことを心配しているということ、また彼らの内のある者が聖なるカノンから出される判決を気にかけているとはいえ、その軽視に明け

暮れているということ。諸教会から果実とその他の上がりりが秘かに奪い去られ、それらが運び去られているということ。彼らは欲望の対象を持ち、監視人を置いているということ。租税徴集人たちの目が配されているが、彼らは、手に入れた施設から離れて、どこか他処に引っ込んでいるということ。そして、府主教たちに関係する負債者たちの取り立てを、自衛の名目で府主教たちに転嫁する恐れがあるということ、である。彼ら府主教について追い求められていることが、成就されるよりも前に、終結せられる必要がある。保全、注意、監視のために、同一の規準が遵守されるべきである。そして、管理者が、府主教区ごとに同じように立てられること。彼らは、主教とともに、教会への配慮全般に責任を持ち、年次の管理報告が求められる。そして、収入の余剰分は、もし本当に余ったとすればだが、一部は、府主教にとって損害の原因となった事柄に、つまりは府主教に与えられること、そして、そのまた残余から、教会のために取り置かれるべきである。その際、教会は何ら改変されないものとする。

決定された諸事項が、カノンとしての完璧さを有することが、ほかならぬ神聖なるカノンそのものより明らかとなる。かく言うのも、アンティオキア教会会議の第25教令¹³⁾が、様々な教会問題に関する権能を主教たちに付託しつつ、それらが彼らにより運用されること、また彼らの血縁者にそれを委ねること、を禁じているからである。それは、そうすることにより、教会の規律がそれと意識されることなく弱められるが故にであった。そのために、属州教会会議で責任者が立てられ、適切な審査をその責任者たちに委ねるべし。損害分が秘かに府主教たちのもとに戻されたのち、我々の現下の神聖なる教会会議が適切な審査を行い、必然的に財務担当者たちの選出・任命を取り計らうことになろう。これは、言うまでもなく、第7回公会議第11教令¹⁴⁾に従ったことである。けだし、かのカノンは、至聖なる総主教と至聖なる府主教に裁量権を与えているからである。そして、府主教・主教がそうさせないような、ないし教会運営を誤っているような教会

に、財務担当者^{オイコノモス}を立てさせるのである。かかるカノンが、先の目的と一致することを、常日頃彼らに心を配る者の誰も疑うことはないと思う。

かくして、明らかに示されたように、今や神聖なる諸カノンに従う者たちが、上述の事々を取り決めた。それらは、議論の余地なく実施されねばならない。まず、これまで府主教たちにとっての損害の主となっていた主教について、また次いで、これまでの段階でそうだと考えられる者、教会運営を不正に利用している者、教会を手放している者、府主教たちのもとに資産を集中せずそれらをけちくさく散蒔いている者、そしてとりわけ、他種類の資産を手にしてしている者、ないし自らに委ねられたものをないがしろにしながら世俗の土地区画の経営を行っている者、についてである。そして、彼らが変わらないとすれば、秘儀を導く者、師父たちの中の司祭たちが、府主教とともに、彼ら主教についての最終的な免職を決すること。

その際、府主教に主教より押し付けられた損害が及ぶ限りは、主教から何の障害も財貨にもたらされないこととする。そして、押し付けられた重荷に、府主教が堪えるか否かの評価が、以後為されること。彼ら主教たちによってもたらされた損害分について、府主教に対して埋め合わせが為される限りは、損害の何一つも主教たちを通じて施設資産にもたらされないのである。また、のしかかる負担に対して府主教たちが十分対応できるかどうか、判断が為される。それが為されるより前に、主教のある者たちが障害の種^{オイコノモス}を財務担当者^{オイコノモス}に付け加えようとするならば、あるいは、事態の進展に歯止めをかけようとするならば、ないし教会の利益のために何を終わりにすればよいかを知っていながらそれを報告しなければ、彼らは、教会会議とカノンにより定められた規律に抵触するとの理由で、さらに大きな非難を受けることとなろう。

しかし、主教たちが、属州教会会議に欠席しないように、やむを得ない者、避けられない原因を除いて、教会会議での評決と決定によって定められることとする。けだし、多数者の利益と建物のために、そしておそらく

は若干出てくるであろう違反者たちの矯正のために、全ての場所で必ずや会議が開催されねばならないからである。理由もなく会議を欠席する者、あるいはまた召喚されながらこれを拒絶する者は、自らの欠席とそれに至った障害についてもっともな理由を説明しない場合には、知っておくがよい、自身に対し懲罰の評決が行われることとなるのである。これは、他の多数の教令とともに、カルタゴ教会会議第77教令¹⁵⁾が規定しているが如くである。実に、他の者にとっての規律の象徴、また美徳の手本とならねばならぬ者たちは、他の教区域に入り込んだり、越境地域で指名を行ったり、かかる仕儀によって紛争の当事者となることはないのである。また、主教の認可と推薦状を得るより以前に、他の属州の聖職者を派遣することはないのである。以上のことは、責任ある者もない者も、推挙された者もされなかった者も、あらゆる土地の聖職者たちがこの町に集まり典礼をつつがなく行なっていることを考えると、神の御加護のもとにあるこの町において、より良く保持されるであろう。

今や多くの場所で起こっていると耳にしたのだが、重婚者や禁止事項を侵している者、いまだ未成年の者、決定的な証明に欠ける者、他者の財産を自らに留保しながら他方で他に従属せられている者たちが、こぞって聖職に就いているという。かかる事態が許されることのなきよう。これらの事態を注視していない主教たちは、カノンを冒瀆しているのであり、カノンから拒絶されるであろう。また、かの者たちにより脅かされた損失の補填に否応なしに向かわされることとなるだろう。我々は、神聖なるカノンに従って、仲間同士で争っている聖職者と修道士が、当地の主教の面前で裁決されることを命ずる。そして、主教と争っている聖職者、同格者と争っている主教は、属州府主教のもとで教会会議を通じて裁決されるべし。しかし、もしスキャンダルが出現し、それが双方のいづれかに疑惑を生むこととなれば、その時々、の至聖なる総主教と、神聖にして偉大なる教会会議のもとに争点が留保せられ、申告されること。しかし加えて、いわゆる

必要があったとしても、府主教の認可と推薦状がなければ、主教が帝都に足を踏み入れることなく、あるいはまた他の場所への旅行が許されることはない。そのようにした者は、カノンの規定により自ら責任者とされるであろう。今後府主教の被った損害の評価を何もせず軽視する主教は、弁解の余地なく排除されることと命ずる。

聖職者や修道士が世俗の法廷に赴いたり、また世俗の法廷より判決を求めたりすることを、我らは全くもって許さない。そうではなく、爾後は、主教については主教の、聖職者については聖職者の、修道士については修道士の法廷が、各々の追放を決すべし。彼らを受け入れた、あるいは彼らを強制的に引きずり込んだ各法廷において、我らは、御神の至当なる怒りに加えて偉大なる皇帝陛下の御苛立ちにもお出まし願うこととしよう。そして、法の定める強制措置を執ることとする。我々による投獄は、彼らが明白に心を入れ替えて、あの不信心なる企てを止めない限り、その者の死に至るまで緩められることなく延長されるであろう。何故なら、神聖なる諸法、および、権能者にして敬虔、緋室に御誕生になられた我らの皇帝陛下¹⁶⁾が、幸いなる思い出のなかの御兄上様とともに、公式に登録されたる規定書のなかで、それら裁判人たちが教会人たちに対し我儘な振る舞いをしているかどうかをチェックなされているからである。けだし、教会の敬虔にして神聖なる諸特権が、テマや都市の裁判人たちにより我らの手から引き離されることは、全くもって耐え難いことなのである。

否、我々より前に、彼らに軽視され、愚弄されたる御神が、彼らに対し、復讐の怒りを向け、当然なる復讐の剣を煌めかされるであろう。けだし、より神聖にしてより権能なる部分の者たちが、世俗の者たちの前で争ったり、また教会の全体にわたって口汚い物言いを誘発させることは、不名誉であり恥辱でもあるからである。このことを、とりわけ上述の帝室修道院 (*ἡ βασιλικὴ μονή*) および聖職者修道院 (*ἡ κλητικὴ μονή*) の聖職者また隠修士 (*μοναζόντες*) たちが、不敬かつ不信心にも行なおうとしているので

ある。彼らは、彼ら自身がより良く教導するよう定められているところの俗人たちに自らの非難をさせ、審判されることを選り取っている。むしろ、様々な事態が、またかの者たちの罪状が、神の高位聖職者たちの知るところとなり、以後、適切な治療が、熟練医師によって為されるように施され、徳が（彼らの手によって）誠実な者の配慮の中に生ぜしめられるべきであるというのに。

これに対し、我々は、かかる次第の修道院に所属する修道士が如上のことを行なっている中で、その属州の主教たち、また様々な地域の主教たちが、叙階で評価されたり、他の榮譽や親交が与えられてはならないことを、教会会議の名において宣明するものである。けだし、我々は、かかる事態への接近を我ら自身に引き受けることは決してなく、むしろ修道生活の厳肅さ（τὸ σέμνον）と榮譽（τὸ τίμιον）を何としてでも追求せんとし、以上のことを自らの任と決しているからである。かかる者たちは、報告を為させしめないがために、属州主教たちに他の形の報償を与えんとするだろうが、逆に司祭たちが彼らから、ないし他の者から尊敬を受けることはないであろう。我々は、実行可能な教会命令を損害を与えるほどにはなく命じている府主教に不従順な聖職者が、矯正されるよう命ずる。けだし、主の御指図が命じておられるのは、頑固さでも不従順でもなく、恭順の姿勢と従順であるのだから。かくしてそれに向かわぬ者は、召命からも教会からも外れることになるのである。

教会の運営を委託されている者が、委託物件の会計の提示を認めぬ場合は、カノンに従い矯正されること、また、これに従わぬ者は、相続人およびその他の一族の後継者ととともに、神聖なるカノンと世俗諸法とに従って、立ち入り会計検査のもとにおかれること、を命ずる。それというのも、贈与により移転された修道院について、至聖なる兄弟たちと我々の共働者たちが、次のように報告してくれたからである。すなわち、その贈与物を手にした者たちが、それら（修道院）に関し杜撰な経営をし、最後には

それらを消滅にまで至らしめているということ。彼らは、施設から聖なる財産を奪っておきながら、それからの上がり (προσόδος) を我が物としているということ。他方、それらの一部は完全に世俗財産に変えてしまっているということ。かかる施設の修道士たちが、全くの欠乏と所在のなさによって、以後、意に沿わぬままに施設からさまよい出ることを余儀なくされているということ。以上である。かかる者たちが修道院を変革し、甚大なる損害を与えたと見なされたならば、修道士たちが、全く罰せられることなく、その者たちの告発・矯正を行なえるよう、配慮がなされるであろう。そして、しかる後に、彼らの邪悪な考えを彼らの為した酷い乱暴とともに排除する者たちに、府主教の法廷において權威に基づき(権利の)回復要求が認められるようになされるであろう。それら配慮者は、おそらく以上のことに対して公正さを有しているであろうが、世俗法廷に赴いてはならない。もしそうしたならば、しかる後に、正義の全体から締め出されることとなるだろう。そうではなく、彼らは、我らの神聖なる教会会議に向かうこととし、かくすれば、当然あるべき正義の外に置かれることはないであろう。我々は、理由もなく無実で、しかもたった一つの不法行為の故に、至聖なる府主教またその他の高位聖職者たちが恩寵深き修道院から追い出されるべきとは思わない。誰か己れに相応しくない振る舞いを望む者がいないなら、不当は寛容に受け容れられるべきである。

もし修道院のうちのあるものが、単一の者に差し出されるのであれ、裁判官や国税徴集人の賄いに使われるのであれ、また何であれ、その昔から府主教に対し何がしかの納付金の支払いを行なうしきたりであるならば、そしてその後それが他の何者かの手に委ねられてしまっているとするならば、かかる納付金は、欠けることなく、また改変されることなく、府主教に対し納付さるべきことを、我々は命ずるものである。

府主教と何らかの点で関係のある修道院、府主教に連なり接触をもつ修道院は何であれ、それが以前に誰かに与えられていたのでなければ、誰か

への贈与物となされることを我々は承諾するものではない。もし付与されていたとしても、我々はその贈与が白紙とされ、効力を持たぬこと、また、修道院が直ちに府主教ないし主教のもとに戻されるよう望むものである。けだし、遠隔の区画の特定された修道院が付与されるのが、我らより以前の聖なる教父たちにとってよかれと思われたのだからであり、また、我々にとってもそう思われるからである。しかし、府主教および主教たちの住まい、また神聖なる諸教会の支え（となる資産）や組織がそうであるのは、何としても駄目である。我々は、以上のこと全体を許容するものではない。さて、あたかも福音書の規定や使徒また教父の習わしに反するかのよう、エクドシスによって一例えば修道院はこれによって29年間まで貸し出されうる一、あるいは賃貸借契約によって、府主教区、主教区が貸し出されることを、我々は断固禁ずる。敢えてことを為そうとする者たち、起こっている事態を軽視する者たち、高位聖職者の完璧さに不相応な者たち、聖なるカノンに違反している者たちもまた同時に禁ずる。我々は、事態に対して、カノンの規定に最も沿ったかたちでの懲罰を講ずることを厭わない。けだし、聖なる恩恵が取引対象とされないこと、神聖なる財貨をカノンの規定に反して世俗の財貨とすること、精神的贈与が世俗のそのように取引のために取引されること、に我々は堪ええない。

主教の座席について、我々は、教会内の聖職者席 (*σύνθρονος*) においても、教会会議の場においても、晩餐においても、彼らが各自の府主教の序列に応じて座するよう命ずる。府主教に従属すべき主教が、分不相応に上位の席や第一人者の座を略奪してはならない。そうではなく、彼らは、カノンや規律に従うように、座席、またあらゆる場における己れの地位について、同じ府主教の指示に従うこと。

そここの有力者が、その地の礼拝堂において、指示を与え、そこでの会合を招集すること、また、聖なる祈り、洗礼、その他の儀礼を執り行うことに努めており、総主教あるいは主教のスタウロペギオン（教会施設設立

許認可状)に信を置き、カトリック教会を拒み、カトリック教会での集会を侮っている。このことから、彼らについて以下のように決せられるのが適当であろう。すなわち、もはや属州主教がかかる事態を許すようなことにならないこと、おそらくは祝祭日に主教の認可によってなされるであろう修道院での典礼を除いて、礼拝堂で典礼その他の神聖なる儀式を遂行しようとする聖職者たちはその地位を追われこと、そして他方、以上の決定を受け入れない有力者は破門に処せらるべきこと、以上である。これまでの(カノンの)文言がかく述べている。もし誰か、神の館とそこでの会合が取りに足らないものとなっていることを示すならば、そしてカトリック教会とは別に、全く司祭が居合わせない中で私的に宗教的集会を開くならば、破門の処置が執られるべし。

以上のように総括され、決定された事柄は、以下の神の恩寵深き府主教・大主教からなる教会会議において、覚え書きの中に書き留められ、慣例となっている鉛の印章によって確認された。すなわち、府主教(22名): エフェソス Ἐφέσος 府主教キュリアコス, キジコス Κυζίκος 府主教デーメートリオス, ニカシア Νικαία 府主教コンスタンティノス, カルケドン Χαλκηδών 府主教テオドーロス, シデー Σίδη 府主教コンスタンティノス, メリテーネー Μελετήνη 府主教ヨアンネス, テュアーネー Τυάνη 府主教コンスタンティノス, クラウディオポリス Κλαυδιοπόλις 府主教ヨアンネス, ネオカイサレイア Νεοκαισαρεία 府主教テオフュラクトス, イコニオン Ἰκονίου 府主教ヨアンネス, コリントス Κορίνθος 府主教ゲオールギオス, アテーナイ Ἀθήναι 府主教ミカエル, モーキソス Μωκίσος 府主教テオグノーストス, パトラス Πάτρας 府主教コンスタンティノス, トレビゾント Τραπεζοῦς 府主教コンスタンティノス, フィリッピ Φιλίπποι 府主教ヨアンネス, アドリアノポリス Ἀδριανούπολις 府主教アガベトス, カマコス Καμάχος 府主教テオドーロス, コーナイ Χῶναι 府主教コンスタンティノス, クレタ Κρήτη 府主教ステファノス, ヒュドゥルントゥム Ἰδρωῶν (=オ

トランド) 府主教ニケタス, ケルツェーネー Κελτζήνη 府主教シシニオス, また, 大主教(9人): ビジュエー Βιζύη 大主教ニケタス, プロイコネーソス Προικονήσος 大主教ディオニュシオス, キオス Κίος 大主教ニケーフォロス, アプロー Ἄπρω 大主教ストラテギーオス, ケルソース Χερσώς 大主教アンドレオス, ブリュシス Βρύσις 大主教レオン, レムノス Λήμνος 大主教ニコラオス, ボスポロス Βοσπόρος 大主教ヨアンネス, スーグディア Σουγδία 大主教アルセニオス, 以上である。

そして, 第11インディクティオ, (世界暦) 6536年の1月に公布されたるものである。

註

- *) 本稿は, Yasuhiro Ohtsuki, Alexis Studites' Two Documents on Reforms of Charistike. in: *Mediterranean World XIV* (1995. 3. Mediterranean Studies Group, Hitotsubashi University) p.31-39. の増補改訂日本語版である。
- 1) S. Petrides, Art. "Alexis le Studite" in *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastique. tome 2* (Paris, 1914) p. 398. を参照。
- 2) アレクシオス・ストゥディテスの総主教指名は, 府主教団に複数の候補者の選出を依頼し, その中から最終候補者を決するという従来の慣行に従ったものではなかった。このことは, 後にアレクシオスの政敵によって論難的とされることになる。すなわち, 1037年, アレクシオスが, 時の皇帝マヌエル4世の兄弟にして最有力者であったヨアンネス・オルファノトロポス John the Orphanotrophus の政治施策に対し反対の意思を明らかにした際, ヨアンネス派の府主教グループにによって取り上げられた。彼らは, アレクシオスの総主教就任手続きの不当性を声高に叫びその退陣を要求したが, しかしアレクシオスはこの危機を乗り切った。
- 3) アレクシオス・ストゥディテスの事績を全体として扱った研究として, G. Ficker, *Erlasse des Patriarchen von Konstantinopel Alexios Studites*. Kiel, 1911. がある。S. Petrides, Art. in *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastique* (注1) をも参照。
- 4) バシレイオスの没後は, 50年近くにわたってバシレイオスの共同皇帝(おそらくは962年3月に任命)であった2歳年少の弟コンスタンティノス8世 Constantinos VIII が, 単独の後継皇帝として即位した(1028年11月の死

去に至るまで在位)。

- 5) 差し当たり, Hélène Arlweiler, Caristicariat et autres formes d'attribution de fondations pieuses aux Xe-XIe siècles. *Zbornik radova Vizantoloskog Instituta 10* (1967) p.1-27. (in id., *Etudes sur les structures administratives et sociales de Byzance*. Variorum, 1971.) Paul Lemerle, Un aspect du rôle des monastères à Byzance: les monastères donnés à des laïcs, les charistocaires. *Acad. Inscr. et B. Lettres, C. r. des séances*. Paris, 1967. (in id., *Le Monde de Byzance: Histoire et Institutions*, London, 1978.) 等を参照。
- 6) このカルトフェラクス (χαρτοφύλαξ) 職については, 12世紀の教会法学者テオドロス・バルサモン Theodoros Balsamon (1130/40年生-1195年以降没) によるある程度まとまった記述がある。G. A. Rhalles & M. Potles, *Σύγγραμμα..... vol. 4*, p. 497-579; *vol. 5*, p. 391-394. *PG. 119*, p. 904-910, 1161-1224; *138*, p. 1013-1076, 1335-1382. バルサモンは, 当時のコンスタンティノーブル総主教配下の教会組織機構について貴重な情報源となる一連の教会法的著述を残している。
- 7) アレレンギュオン制度のこの改編については, バシレイオス帝の公布した法令自体を伝えるテキストは, 原本・写本とも残存していない。法令公布の事実とその内容が, ヨアンネス・スキュリッツェス Joannes Skylitzes の『歴史梗概』*Σύνοψις ιστοριῶν*, およびヨアンネス・ゾナラス Joannes Zonaras の『年代記』*Χρονικόν* の記事によって伝えられるのみである。Ioannes Skylitzes, *Synopsis historiarum*. (ed. Thurn) p. 347, l. 76-80; Zonaras, III, 561.=Franz Dölger u. Peter Wirth, *Regesten der Kaiserurkunden des oströmischen Reiches*. (München/Berlin, 1924-) no. 793. これは, 近隣の貧困者が不履行の負担を「有力者」*δύνατοι* に補填するよう要求するものであった。改編されたこの制度の手続き方は, 以上の記述からは実のところ不明であるが, この措置が, 有力者にとって大打撃となり, 逆に国庫にとっては租税収入の確乎たる保証を与えることとなったことは, 確かであろう。それは, 富裕な財産所有者であった教会・修道院の利益を直撃したのである。制度としての「アレレンギュオン」については, Paul Lemerle, *The Agrarian History on Byzantium*. p. 78-80. Zachariae von Lingenthal, *Geschichte des griechisch-römischen Rechts.*, 3. Aufl., Berlin, 1892. p. 235. A. Segre, *L'allelengye. Aegyptus 5* (1924) p. 185-201. を参照のこと。
- 8) Venace Grumel, *Les regestes des actes du patriarcat de Constantino-*

ple, vol. 1, fasc. 2-3, 2eme ed. Paris, 1989. p. 342-343.

- 9) 差し当たり、一例として、11世紀後半の帝国法曹官僚にして歴史家のミカエル・アッタレイアテスの一族が保有した施設事例を参照のこと。拙稿「11世紀ビザンツ貴族の教会施設経営と家産政策—ミカエル・アッタレイアテスとその施設—」『成城大学経済研究』123号（1993年12月）105-106頁。
- 10) アンティオキアのヨアンネスの『カリスティキア駁論』“De monasteriis laicis non tradendis”が、もっとも広範囲な影響力を持った。Paul Gautier, *Réquisitoire du patriarche Jean d'Antioche contre le charistariat. Revue des études byzantines* 33 (1975) p. 91-131. なお、ヨアンネスのこのトラクトは、このゴティエ版のほか、J.-B. Cotelier, *Ecclesiae graecae monumenta, I.* Paris, 1677. また *Patrologia cursus completus, Series graeca*, accurate J. P. Migne, tome 132, col. 1117-1149. に収録されている。
- 11) これら『覚え書き』のテキストは、例えば後の総主教ヨハネス・アガベトス時代に、その一部が教会会議決定の中に引用された。Συνοδική διάγνωσις (8 Dec. 1116.) cf. Grumel, p. 458-459, no. 1000.
- 12) 「それらしい状態になるであろう女性が、男子修道院の主人となることのなきよう。」“Μήτε γυναίκα, οίαν αν ειη τύχης, ανδρόφου δεσπόζειν μοναστηρίου.”
- 13) アンティオキア教会会議（341年）第25教令。Rhalles & Potles, *vol. 3.* p. 168. Mansi, *vol. 2,* p. 1319-20.
- 14) 第7回全地公会議=第2ニケーア公会議（787年）第11教令。Rhalles & Potles, *vol. 2.* p. 590-591. Mansi, *vol. 13,* p. 752. (Gentianus Hervetus によるラテン語訳)
- 15) カルタゴ教会会議（419年）第77教令。Rhalles & Potles, *vol. 3.* p. 517.
- 16) 現皇帝コンスタンティノス 8世（在位：1025年-1028年11月）。先帝バシレイオス 2世の弟。